

島根県医療提供体制施設整備費補助金交付要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">島根県医療提供体制施設整備費補助金交付要綱</p> <p>1・2. [略]</p> <p>(交付対象事業)</p> <p>3. 本交付要綱において補助金を充てることができる事業は、次に掲げる事業（以下、「交付対象事業」という。）とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業</p> <p>「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく非常用自家発電設備及び給水設備整備事業</p> <p>4～6. [略]</p>	<p style="text-align: center;">島根県医療提供体制施設整備費補助金交付要綱</p> <p>1・2. [略]</p> <p>(交付対象事業)</p> <p>3. 本交付要綱において補助金を充てることができる事業は、次に掲げる事業（以下、「交付対象事業」という。）とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>[新設]</p> <p>4～6. [略]</p>

別表 1

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業	[略]	[略]
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業	[略]	[略]
(3) 小児医療施設施設整備事業	[略]	[略]
(4) 周産期医療施設施設整備事業	[略]	[略]
(5) 共同利用施設施設整備事業	[略]	[略]
(6) 医療施設近代化施設整備事業	次により算定された額の合計額とする。 (1) [略] (2) [略] (3) 診療所 ア 承継に伴う診療所	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等につながる次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1) [略] (2) [略] (3) 診療所 (診療室、処置室、薬剤室、エッ

別表 1

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業	[略]	[略]
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業	[略]	[略]
(3) 小児医療施設施設整備事業	[略]	[略]
(4) 周産期医療施設施設整備事業	[略]	[略]
(5) 共同利用施設施設整備事業	[略]	[略]
(6) 医療施設近代化施設整備事業	次により算定された額の合計額とする。 (1) [略] (2) [略] (3) 診療所 ア 承継に伴う診療所	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等につながる次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1) [略] (2) [略] (3) 診療所 (診療室、処置室、薬剤室、エッ

	<p>〔略〕</p> <p>イ 改修等により療養病床を整備する診療所</p> <p>1床当たり <u>3,841千円</u></p> <p>×整備後の療養病床の病床数</p> <p>(4) 療養病床療養環境改善事業</p> <p>ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表2に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。</p> <p>ア・イ 〔略〕</p> <p>ウ 浴室</p> <p>浴室1か所当たり</p> <p><u>11,228千円</u></p> <p>ただし、特に県知事が必要と認める場合は、<u>22,458千円</u>とする。</p> <p>(5) 介護老人保健施設及び診療所</p> <p>病院又は有床診療所の病床を廃止(この場合、診療</p>	<p>クス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室等)</p> <p>(4) 療養病床療養環境改善事業</p> <p>〔略〕</p> <p>(5) 介護老人保健施設及び診療所</p> <p>〔略〕</p>		<p>〔略〕</p> <p>イ 改修等により療養病床を整備する診療所</p> <p>1床当たり <u>3,747千円</u></p> <p>×整備後の療養病床の病床数</p> <p>(4) 療養病床療養環境改善事業</p> <p>ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表2に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。</p> <p>ア・イ 〔略〕</p> <p>ウ 浴室</p> <p>浴室1か所当たり</p> <p><u>10,954千円</u></p> <p>ただし、特に県知事が必要と認める場合は、<u>21,910千円</u>とする。</p> <p>(5) 介護老人保健施設及び診療所</p> <p>病院又は有床診療所の病床を廃止(この場合、診療</p>	<p>クス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室等)</p> <p>(4) 療養病床療養環境改善事業</p> <p>〔略〕</p> <p>(5) 介護老人保健施設及び診療所</p> <p>〔略〕</p>
--	--	---	--	--	---

	<p>所の併設が必要)又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合</p> <p>ア 介護老人保健施設</p> <p>整備する介護老人保健施設の入所定員数(削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。)×1床当たり単価</p> <p>(1床当たり単価)</p> <p>新築 <u>3,967千円</u></p> <p>改築 <u>4,759千円</u></p> <p>改修 <u>1,983千円</u></p> <p>イ [略]</p>			<p>所の併設が必要)又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合</p> <p>ア 介護老人保健施設</p> <p>整備する介護老人保健施設の入所定員数(削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。)×1床当たり単価</p> <p>(1床当たり単価)</p> <p>新築 <u>3,870千円</u></p> <p>改築 <u>4,643千円</u></p> <p>改修 <u>1,935千円</u></p> <p>イ [略]</p>	
(7) 地域災害拠点病院施設整備事業	<p>(1) 補強が必要と認められるもの</p> <p>基準面積</p> <p>2,300㎡×<u>42,700円</u></p> <p>(2) 耐震構造指標であるIs値が</p> <p>0.4未満の建物を有する病院</p> <p>基準面積</p> <p>2,300㎡×<u>202,800円</u></p> <p>備蓄倉庫1か所当たり</p>	<p>地域災害拠点病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p> <p>備蓄倉庫整備に必要な工事費又</p>	(7) 地域災害拠点病院施設整備事業	<p>(1) 補強が必要と認められるもの</p> <p>基準面積</p> <p>2,300㎡×<u>41,700円</u></p> <p>(2) 耐震構造指標であるIs値が</p> <p>0.4未満の建物を有する病院</p> <p>基準面積</p> <p>2,300㎡×<u>197,900円</u></p> <p>備蓄倉庫1か所当たり</p>	<p>地域災害拠点病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p> <p>備蓄倉庫整備に必要な工事費又</p>

	<u>44,594千円</u>	は工事請負費
	自家発電装置1か所当たり 149,535千円	自家発電装置整備に必要な工事費又は工事請負費
	受水槽1か所当たり 137,802千円	受水槽整備に必要な工事費又は工事請負費
	ヘリポート1か所当たり <u>76,960千円</u>	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費
(8)救命救急センター施設整備事業	[略]	[略]
	ヘリポート1か所当たり <u>76,960千円</u>	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費
	[略]	[略]
	補強が必要と認められるものの 基準面積 2,300 m ² × <u>42,700円</u>	[略]
(9)アスベスト除去等整備事業	1 m ² 当たり <u>45,000円</u> ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	[略]
(10)地球温暖化対策施設整備事業	[略]	[略]

	<u>43,506千円</u>	は工事請負費
	自家発電装置1か所当たり 149,535千円	自家発電装置整備に必要な工事費又は工事請負費
	受水槽1か所当たり 137,802千円	受水槽整備に必要な工事費又は工事請負費
	ヘリポート1か所当たり <u>75,083千円</u>	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費
(8)救命救急センター施設整備事業	[略]	[略]
	ヘリポート1か所当たり <u>75,083千円</u>	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費
	[略]	[略]
	補強が必要と認められるものの 基準面積 2,300 m ² × <u>41,670円</u>	[略]
(9)アスベスト除去等整備事業	1 m ² 当たり <u>43,900円</u> ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	[略]
(10)地球温暖化対策施設整備事業	[略]	[略]

(11) 非常用自家 発電設備及び 給水設備整備 事業	燃料タンク1か所当たり 29,883千円	非常用自家発電設備の燃料タン ク増設又は補強等に必要な工事費 又は工事請負費
--------------------------------------	-------------------------	--

(注) 1～3 [略]

別表2 1平方メートル当たり単価表

(単位：円)

事業区分	種目等	構造別	単価
(1) 休日夜間急患センター施設 整備事業		鉄筋コンクリート	173,200
		ブロック	150,500
		木造	173,200
(2) 病院群輪番制病院及び共同 利用型病院施設整備事業 (8) 救命救急センター施設整備 事業		鉄筋コンクリート	245,600
(3) 小児医療施設施設整備事業 (5) 共同利用施設施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	220,000
		ブロック	191,800
	診療棟	鉄筋コンクリート	245,600
		ブロック	214,600
(4) 周産期医療施設施設整備事 業		鉄筋コンクリート	220,000
		ブロック	191,800
(6) 医療施設近代化施設整備事 業	病院	鉄筋コンクリート	220,000
		ブロック	191,800
	診療所 (一般地)	鉄筋コンクリート	164,800
		ブロック	143,300

[新設]	[新設]	[新設]
------	------	------

(注) 1～3 [略]

別表2 1平方メートル当たり単価表

(単位：円)

事業区分	種目等	構造別	単価
(1) 休日夜間急患センター施設 整備事業		鉄筋コンクリート	169,000
		ブロック	146,800
		木造	169,000
(2) 病院群輪番制病院及び共同 利用型病院施設整備事業 (8) 救命救急センター施設整備 事業		鉄筋コンクリート	239,600
(3) 小児医療施設施設整備事業 (5) 共同利用施設施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	214,600
		ブロック	187,100
	診療棟	鉄筋コンクリート	239,600
		ブロック	209,400
(4) 周産期医療施設施設整備事 業		鉄筋コンクリート	214,600
		ブロック	187,100
(6) 医療施設近代化施設整備事 業	病院	鉄筋コンクリート	214,600
		ブロック	187,100
	診療所 (一般地)	鉄筋コンクリート	160,800
		ブロック	139,800

	区)	木造	164,800
	診療所(鉄筋コンクリート	176,600
	離島、豪	ブロック	153,900
	雪地区)	木造	176,600

(注) 1・2 [略]

別表3 既存病床数の割合による調整 (前年度3月31日現在)

[略]

別表4 事業区分による調整

事業区分	調整率
3の(7)に掲げる事業(ただし、耐震化に伴う補強が必要と認められるものに限る。)	0.50
3に掲げる事業(ただし、3の(7)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものを除く。)	0.33

7~14. [略]

附 則 (平成19年9月28日医第648号) ~

附 則 (令和元年7月12日医第652号)

附 則 (令和2年10月12日医第1199号)

1. この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

2. 令和元年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

別紙1~7 [略]

	区)	木造	160,800
	診療所(鉄筋コンクリート	172,300
	離島、豪	ブロック	150,100
	雪地区)	木造	172,300

(注) 1・2 [略]

別表3 既存病床数の割合による調整 (前年度3月31日現在)

[略]

別表4 事業区分による調整

事業区分	調整率
3の(7)に掲げる事業(ただし、耐震化に伴う補強が必要と認められるものに限る。)	0.50
3に掲げる事業(ただし、3の(7)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものを除く。)	0.33

7~14. [略]

附 則 (平成19年9月28日医第648号) ~

附 則 (令和元年7月12日医第652号)

[新設]

別紙1~7 [略]

